

## 村岡新駅周辺地区の企業立地等支援施策（案）について

本市の企業立地等支援施策については、本市の経済の発展と市民生活の向上に寄与するため、湘南C-Xへの企業誘致を契機として平成16年10月に施行した「藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」（以下「本条例」という。）により税制上の支援措置を講じ、工業系用途地域を中心に新たな企業の誘致や市内既存企業の再投資の誘発を図るとともに、健康と文化の森地区など本市が進める新たな都市基盤整備と一体となり支援の充実を図っています。

「村岡新駅周辺地区」については、藤沢市都市マスタープランにおける「研究開発拠点」の位置づけや、官民連携一体施設整備等事業によるまちづくりの取組を踏まえた支援施策の構築を進めることで、研究開発力の高い企業の集積を目指します。

### 1 企業立地等支援施策(案)について

本条例の指定地域に「村岡新駅周辺地区」を加え、次のとおり税制上の優遇措置を講じます。

【指定事業】 研究開発施設及び賃貸型研究開発施設

【対象税目】 固定資産税・都市計画税

【軽減年数】 5年間、1/2に軽減

【投下資本額】 3億円以上

【対象資産】 土地、家屋及び償却資産の取得  
家屋及び償却資産の取得

※複合施設の場合の軽減は、研究開発機能の用に供する部分に限る

### 2 企業立地等支援施策の改定に向けた今後のスケジュール（予定）

支援施策の改定に向けたスケジュールは次のとおりです。

令和9年	2月	市議会定例会に条例改正議案の提案
	4月1日	条例の施行

以上  
(事務担当 経済部 産業労働課)